

令和3年度決算による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	遠野市の比率			
			令和3年度	令和2年度	前年度比	増減要因等
実質赤字比率	13.18	20	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
連結実質赤字比率	18.18	30	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
実質公債費比率	25 (18%以上が許可団体)	35	10.8 (健全範囲)	11.1 (健全範囲)	-0.3	令和2年度に借入した同報系デジタル防災行政無線整備事業に係る緊急防災・減災事業債やホストタウン会場整備事業に係る過疎対策事業債の償還が開始されたことなどにより元利償還金の額が約1,900万円増加したが、基準財政需要額の臨時費目として、地域デジタル社会推進費、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が新設されたことなどにより普通交付税が約2億5,400千円増加したことが要因として挙げられる。
将来負担比率	350		65.9 (健全範囲)	60.3 (健全範囲)	5.6	公債費に充当可能な基金が約3億8,300万円増加したものの、ケーブルテレビF T T H化整備事業に係る過疎対策事業債約9億600万円の発行により市債残高が約2億7,600万円増加したことや水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業債等繰入見込額が約7億4,900万円増加したことが要因として挙げられる。
資金不足比率	水道事業会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	下水道事業会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
計画の策定	[財政健全化計画] 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合に定めなければならない。	[財政再生計画] 健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合に定めなければならない。	該当なし	該当なし		
計画策定手続等	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	該当なし	該当なし		

2 健全化判断比率等の対象範囲

- (1) **実質赤字比率** 一般会計等（普通会計）に生じている赤字の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (2) **連結実質赤字比率** 全会計に生じている赤字の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (3) **実質公債費比率** 借入金の返済額の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (4) **将来負担比率** 借入金残高や債務負担行為に基づく支出予定額など、現在抱えている負債の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したものの
- (5) **資金不足比率** 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものの

健全化判断比率等の対象範囲

健全化法の会計区分	遠野市の会計区分	指標の適用範囲			
○一般会計等	○普通会計 一般会計 ケーブルテレビ事業	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
○公営事業会計	○特別会計 国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療				
○公営企業会計	○法適用企業 水道事業 下水道事業 ○法非適用企業 —	↑ 資金不足 ↓			
一部事務組合・広域連合 ※注1					
地方公社・第三セクター ※注2					

注1) 一部事務組合・広域連合は、「岩手県市町村総合事務組合」「岩手中部広域行政組合」「岩手県後期高齢者医療広域連合」が対象

注2) 第三セクターは、市が出資する法人で損失債務補償負担の伴う法人